

# 呉市重層的支援体制整備事業 実施計画

令和4年3月

呉市福祉保健部

令和4年4月1日 一部改正  
(機構改革に伴う課室名等名称変更)

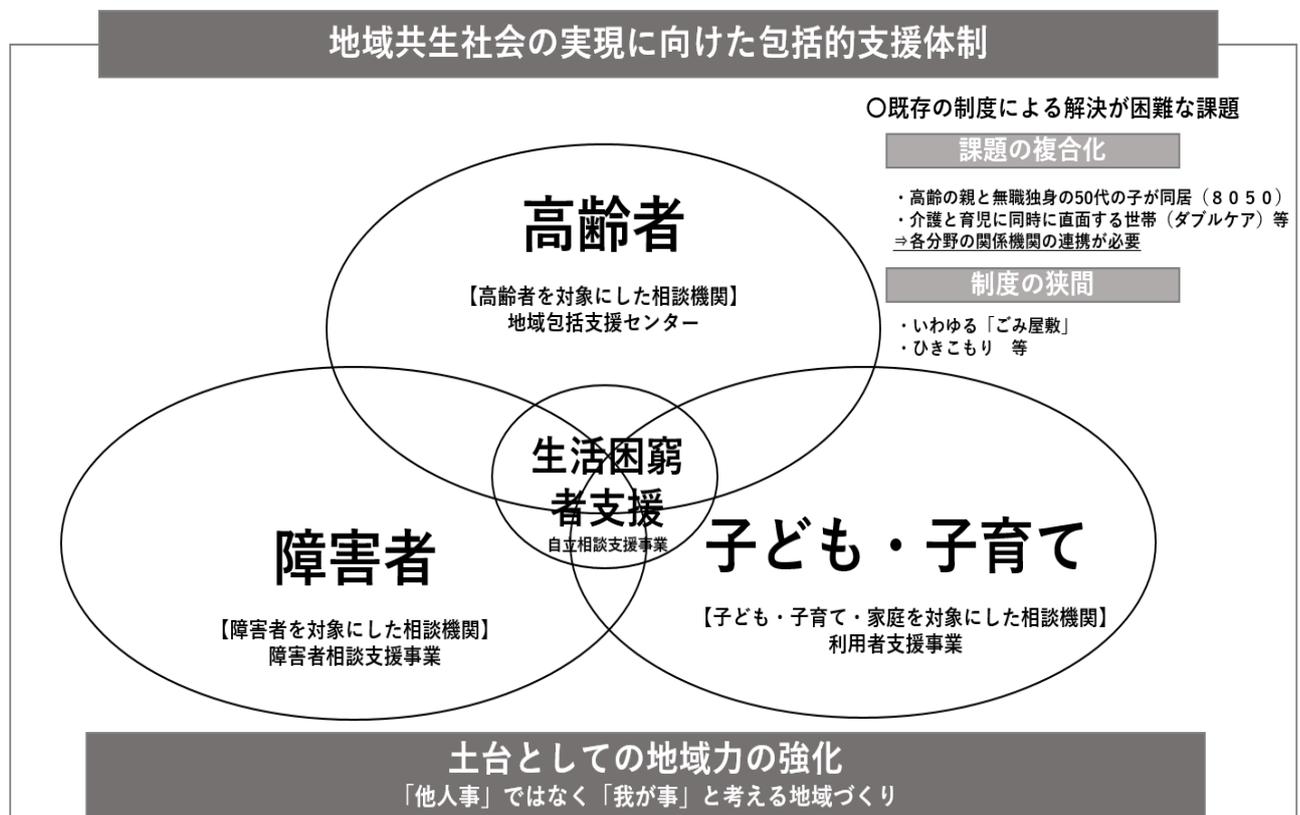
# 第1 重層的支援体制整備事業の実施について

## 1 事業創設の背景

これまでの社会保障制度は、「高齢者介護」、「障害福祉」、「児童福祉」、「生活困窮」など属性、対象者別の制度がそれぞれ発展し、専門的な支援を充実させてきました。

その一方で、人口減少などの社会現象の変化に加え、個人の価値観の変化や従来の血縁、地縁、社縁などの希薄化などにより、いわゆる8050世帯や社会的孤立、介護と育児のダブルケアなどの制度分野を超えた複合的な課題が浮かび上がっています。

そのような状況を踏まえ、国においては、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により改正された社会福祉法(以下「法」という。)において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、市町村が属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する事業として、「重層的支援体制整備事業」を創設し、令和3年4月1日から施行されました。



このような背景の中、呉市では「誰もが、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らし続けることができるまち」を基本理念とする、「呉市地域福祉計画」を令和3年度末に策定し、平成28年度から取り組んできた「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」で得たノウハウを生かし、包括的な支援体制の整備を目指すために重層的支援体制整備事業を実施することとしました。

この事業は、これまで分野別に行われていた既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かしつつ、分野別の支援体制では対応しきれないような複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市全体で全市民に対する重層的なセーフティネットの強化を目指すものであり、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた次に掲げる支援を一体的に実施する事業を展開します。

## 2 計画の位置づけ

「重層的支援体制事業実施計画(以下「実施計画」という。)」は、法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定めるものです。

なお、地域福祉計画については、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられています。(法第107条第1項第1号)

本計画は呉市地域福祉計画に定める「包括的支援体制の整備に関する事項」のうち、本事業の実施に関する具体的な計画を定めるものであり、その内容は本事業を実施するために必要な事項に特化した内容とするものです。

また、重層的支援整備事業が属性を問わず分野横断的な支援を行うものであるとともに、介護、障害、子育て、生活困窮の既存制度の事業の一部を包括化して実施する事業であることから、呉市地域福祉計画を始めとする本市の地域福祉に関連する法定計画との調和を保ち、記載事項について整合性を図った内容となります。(法第106条の5第3項)

### 3 重層的支援体制整備事業の内容

#### (1) 包括的相談支援事業(法第 106 条の4第2項第1号)

本市は、地域住民の生活課題の相談窓口として、各担当課及び市民センターの外、地域包括支援センターや障害者相談支援、福祉の窓口、子育て世代包括支援センターえがお、くれくれ・ば等の支援機関を設け、培ってきた専門性を生かした相談支援を行っています。

これらの相談支援窓口で他分野の相談を包括的に受けた場合には、利用可能な福祉サービスの情報提供を行う等の初期相談対応のほか、単独の支援機関では解決が困難な事例については適切な他の支援機関と連携を図りながら支援を行うなどの対応により、市全体の支援機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する包括的な相談支援を行っています。

また、民生委員児童委員の見守りや相談支援、老人クラブの友愛活動、地区社会福祉協議会等が行うサロン事業などを通じて、住民等が自ら他の住民の相談に応じて情報の提供や助言等を行う体制づくりを推進します。

#### (2) 参加支援事業(法第 106 条の4第2項第2号)

相談やアウトリーチにより支援につながった人や世帯を、それぞれの抱える課題やニーズに応じ、地域の社会資源を活用することにより、社会や他者とながら支援を行っています。

相談者が抱える課題に対して丁寧にアセスメントを行い、課題・ニーズの把握に努めるとともに、本市で実施している就労準備支援事業など既存の適切なサービスの情報提供を行い社会参加に向けた支援を行います。

また既存の社会資源のみならず、何が地域において必要とされているかなどの福祉ニーズに関する調査を行いながら、その結果を踏まえた社会資源を創出することにより、社会的に孤立した方が継続的に社会とつながるしくみをつくっていきます。

#### (3) 地域づくり事業(法第 106 条の4第2項第3号)

これまで、地域づくりは地域における住民組織を中心に行われ、各地域において最も身近な行政機関である市民センターでは地域の暮らしにまつわるさまざまなニーズや課題に市民と協働で取り組んできました。

しかしながら高齢化や人口減少、地域の担い手の減少などにより地域の支え合い基盤は弱まっています。今後は、介護・障害・子どもなどの各分野で

実施されている既存の地域づくりの取組を生かしつつ、世帯や属性を超えて交流できる場の整備をはじめとして、地域における資源の開発やネットワークの構築など多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

#### **(4)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**

##### **(法第 106 条の4第2項第4号)**

生活課題を抱えながらも相談する相手がなく社会的に孤立してしまう人が増えており、長期にわたるひきこもり、高齢者、障害者など、自ら支援を求めることが難しい人や、課題に対して自覚がない人などの潜在的な相談者を把握し、必要な支援を届けるアプローチが重要となっています。

また、民生委員児童委員や福祉・医療関係者、警察などからの情報に基づく要支援者に対する速やかな対応が求められています。

このため、包括的相談支援の対応拠点にアウトリーチ(訪問支援)専任の支援員を配置することにより、支援が必要な人に早期に支援を届ける体制を構築し、本人との関係性の構築など「伴走型」の継続的支援を行っていきます。

#### **(5)多機関協働事業(法第 106 条の4第2項第5号)**

複雑で複合的な課題を抱えており、単独の相談支援機関では対応が難しい事案については、課題の解きほぐしを行い、関わるべき支援機関の選定やその役割分担・支援の方向性を整理しながら各相談支援機関間で連携を図り、その中心となって支援を行っていく総合調整機関が必要となります。

重層的支援推進室を包括的な総合支援の中核として、各支援機関の役割分担の調整や困難事例の対応を支援する機能を付与し強化することにより、複雑で複合的な課題の早期支援や解決につなげていきます。そうした支援が適切かつ円滑に実施されるために、各相談支援機関などの関係機関が定期的に集い、対象者の抱える課題について情報共有・協議しながら、共に支援にあたっていきます(重層的支援会議)。

また、成年後見制度の利用や権利擁護の事案などにも幅広く対応して呉市権利擁護センターと連携するなど、組織的に専門性や経験値を高め、市全体で包括的で重層的な支援体制を構築します。

## 第2 重層的支援体制整備事業において実施する事業 (社会福祉法第106条の4第2項各号)および

### (1) 包括的相談支援事業

事業区分	実施する事業	実施体制
包括的相談支援	地域包括支援センターの運営 (第1号のイ)	<p><b>【事業目的】</b> 高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置。</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合相談支援業務 地域に暮らす高齢者のための医療・介護・福祉の総合相談窓口</li> <li>2 権利擁護業務 権利侵害を受けてる、または受ける可能性が高い高齢者の尊厳を守るために、権利侵害の予防及び対応を支援</li> <li>3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 個々の高齢者の状況・変化に応じることができるよう、地域のネットワーク基盤、協力体制の強化</li> <li>4 介護予防ケアマネジメント業務 要支援者等に対し、要介護状態になることを予防するための支援</li> <li>5 介護予防による地域づくり支援業務 通いの場の立ち上げ・継続支援、自立支援・重度化防止</li> <li>6 地域ネットワークの構築 地域の介護・保健・福祉・医療サービス等の社会資源の有機的な連携体制を構築</li> <li>7 認知症地域支援推進員を配置 認知症との「共生」「予防」に向けた取組を推進</li> <li>8 地域ケア会議の開催 個別及び日常生活圏域の課題解決に向けた協議</li> </ol> <p><b>【設置箇所】 8箇所</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中央地域包括支援センター</li> <li>2 天応・吉浦地域包括支援センター</li> <li>3 昭和地域包括支援センター</li> <li>4 宮原・警固屋地域包括支援センター</li> <li>5 東部地域包括支援センター (広・阿賀・仁方・郷原)</li> <li>6 川尻・安浦地域包括支援センター</li> <li>7 安芸灘地域包括支援センター (下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊)</li> <li>8 音戸・倉橋地域包括支援センター</li> </ol> <p><b>【実施方式】 委託</b></p> <p><b>【所管課】 高齢者支援課</b></p>

事業区分	実施する事業	実施体制
包括的相談支援	障害者相談支援事業 (第1号のロ)	<p><b>【事業目的】</b>            障害者等又はその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与し、又は権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。</p> <p><b>【事業内容】</b>            1 障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う方などに対し、一般的な相談支援を行う。            2 地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図る。</p> <p><b>【設置箇所】</b> 7箇所            1 身体障害者等相談支援事業（1箇所）            身体障害に関する相談            2 精神障害者相談支援事業（1箇所）            精神障害に関する相談（地域活動支援センターI型の事業）            3 児童療育相談事業（1箇所）            発達に課題のある児童に関する、療育相談、医師の診査            4 地域生活支援拠点等相談支援事業（4箇所）            緊急時対応を含む障害種別を問わないくらしの相談            （まるごとネット呉の名称で市内を4エリアに分けて実施）</p> <p><b>【実施方式】</b> 委託  <b>【所管課】</b> 障害福祉課</p>
包括的相談支援	利用者支援事業 (第1号のハ)	<p><b>【事業の目的】</b>            一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とする。</p> <p><b>【事業概要】</b>            子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行う。</p> <p>1 基本型  <b>【設置場所】</b> 「くれくれ・ば」、 「ひろひろ・ば」  <b>【配置人数】</b> 職員各1名 合計2名  <b>【実施方式】</b> 委託  <b>【所管課】</b> 子育て支援課</p> <p>2 母子保健型  <b>【施設名称】</b> 呉市子育て世代包括支援センターえがお  <b>【設置場所】</b> すこやかセンターくれ  <b>【配置人数】</b> 母子保健コーディネーター3名  <b>【実施方式】</b> 直営  <b>【所管課】</b> 地域保健課（西保健センター）</p>

事業区分	実施する事業	実施体制
包括的相談支援	自立相談支援事業 (第1号の二)	<p>【事業名称】生活困窮者自立相談支援事業</p> <p>【事業内容】 生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うことにより困窮者の有する課題に対して包括的な支援を行う事業。どのような支援が必要か個人に応じたプランを作成し、関係機関への同行訪問を行う、関係機関が集う会議を開催し情報共有し必要なサービスにつなげるなどしながら、自立に向けた寄り添い型の支援を行う事業（支援メニューとして「住居確保給付金の支給」や「就労支援」などを一体的に行う）。</p> <p>【相談機関の名称】「福祉の窓口」</p> <p>【設置場所】市役所2階 生活支援課内</p> <p>【実施方式】委託</p> <p>【所管課】生活支援課</p>

## (2)参加支援事業(新たな事業)

事業区分	実施する事業	実施体制
参加支援	参加支援 (第2号)	<p>【事業概要】 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援を実施する。 既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用する。（生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる等）地域の社会資源や支援メニュー参加に向けた支援</p> <p>【事業内容】 多機関協働事業、アウトリーチ支援事業からの情報提供を受け、連携して社会とのつながりが少ない方へ、社会参加を促すために、就労支援、通いの場等のメニューを創出し、参加を支援する。</p> <p>【設置場所】市役所2階 福祉保健課重層的支援推進室内</p> <p>【人員】1名</p> <p>【実施方式】委託</p> <p>【所管課】福祉保健課重層的支援推進室</p>

### (3)地域づくり事業

事業区分	実施する事業	実施体制
地域づくり支援	地域介護予防活動による通いの場の充実 (第3号のイ)	<p><b>【事業目的】</b> 年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加できる住民主体の通いの場を充実させ、リハビリテーション専門職の指導を受けながら、高齢者の自立支援に資する取組を推進し、地域の中で生きがいや役割を持って生活できる地域づくりを目指す。</p> <p><b>【事業内容】</b> 住民主体の通いの場の立上げと継続を支援 高齢者等が歩いて行く事ができる身近な地域に、健康づくりや社会交流を目的とした住民主体の通いの場を増やし、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大し、共に助け合いながら過ごせる地域づくりを推進している。</p> <p>1 ふれあい・いきいきサロン運営事業 128箇所 地域の人が老人集会所などで自発的に行っているサロンで、健康教育、軽体操、レクリエーションなどを実施している。</p> <p>2 介護予防・健康づくり教室 59箇所 高齢者が自主的かつ積極的に参加できる事業として、老人クラブが中心となり、高齢者の閉じこもり予防と地域交流を目的とした健康づくりや教養講座を開催する。</p> <p>3 貯筋グループ活動支援 41箇所 自宅から歩いて行く事ができる地域で、地域の人が主体となって、いきいき百歳体操などの筋力アップを目的とした活動をするグループの支援をする。</p> <p>4 きてくれサロン事業 18箇所 介護保険施設などで、家に閉じこもりがちな高齢者等に対し、介護予防（主に閉じこもり、認知症予防）を目的として、健康教育、軽体操、レクリエーションなどを実施する。</p> <p><b>【実施方法】</b> 委託</p> <p><b>【所管課】</b> 高齢者支援課</p>

<p>地 域 づ く り 支 援</p>	<p>生活支援体制整備事業 (第3号の口)</p>	<p><b>【事業目的】</b>          単身や夫婦のみの高齢者世帯，認知症の高齢者が増加する中，医療，介護のサービス提供のみならず，地域住民に身近な存在である市町村が中心となって，NPO法人，民間企業，協同組合，ボランティア，社会福祉法人，社会福祉協議会，地縁組織，介護サービス事業所，シルバー人材センター，老人クラブ，家政婦紹介所，商工会，民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら，多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置</li> <li>2 地域の課題等の共有化と課題解決に向けた協議の場（協議体）を開催し，地域の特性に応じ取組を推進</li> <li>3 地域のニーズと資源状況の見える化</li> <li>4 地域に不足する生活支援サービスや活動の場を創出</li> </ol> <p><b>【事業内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活支援コーディネーターの配置             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域のニーズと資源の状況の見える化，問題提起</li> <li>(2) 地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ</li> <li>(3) 関係者のネットワーク化</li> <li>(4) 目指す地域の姿・方針の共有，意識の統一</li> <li>(5) 生活支援の担い手の養成やサービスの開発（担い手を養成し，組織化し，担い手を支援活動につなげる機能）</li> <li>(6) ニーズとサービスのマッチング</li> </ol> </li> <li>2 協議体の設置（R3.3.31現在）             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第1層協議体 市全域 1箇所</li> <li>(2) 第2層協議体 地区自治会連合会 13箇所</li> </ol> </li> <li>3 生活支援員の養成              生活支援の担い手となるボランティア等が，サービス利用者に対して適切な生活支援を提供するとともに，必要なときに地域包括支援センターなど必要な機関に連絡することができるようにするために，これらの者に対して，介護保険制度や高齢者の特徴，緊急対応などについての研修を実施する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 支援員養成研修                  対象：呉市老人クラブの会員等（支援員数：30人）</li> <li>(2) フォローアップ研修                  対象：従事者及び支援員研修修了者（実施数：50人）</li> <li>(3) 短期集中予防サービス実践者研修                  対象：短期集中型サービスの実施事業所の職員，地域包括支援センターのケアマネジャー等（実施数：50人）</li> </ol> </li> </ol> <p><b>【実施体制】</b>          生活支援コーディネーター 6名          （第1層担当：1名，第2，3層担当：5名）</p> <p><b>【協議体設置数(R3.3.31現在)】</b>          多様なサービス提供主体が参画した定期的な情報の共有・連携の強化の場</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 60%;">第1層協議体 呉市全域</td> <td style="width: 35%; text-align: right;">1箇所</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>第2層協議体 地区自治会連合会</td> <td style="text-align: right;">13箇所</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>第3層協議体 単位自治会</td> <td style="text-align: right;">36箇所</td> </tr> </table> <p><b>【実施方法】</b> 委託  <b>【所管課】</b> 高齢者支援課</p>	1	第1層協議体 呉市全域	1箇所	2	第2層協議体 地区自治会連合会	13箇所	3	第3層協議体 単位自治会	36箇所
1	第1層協議体 呉市全域	1箇所									
2	第2層協議体 地区自治会連合会	13箇所									
3	第3層協議体 単位自治会	36箇所									

事業区分	実施する事業	実施体制
地域づくり支援	地域活動支援センター事業 (第3号のハ)	<p><b>【事業目的】</b> 創作的活動、生産活動の機会の提供又は社会との交流の促進等のサービスを利用する障害者に対し、利用に係る費用の一部を支給することにより、障害者の地域生活支援の促進を図る。</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>1 基礎的事業 通所により、障害者に対し、障害の程度、特性、能力等に応じた創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を実施</p> <p>2 機能強化事業 上記の基礎的事業を実施する事業者に対し、専門職員の配置又は支援員等の配置及び実利用人員に応じて事業者へ補助金を交付</p> <p><b>【設置箇所】</b> 4箇所</p> <p>1 地域活動支援センターⅠ型（1箇所） 2 地域活動支援センターⅢ型（3箇所） 3 蒲刈活動支援センター</p> <p><b>【実施方法】</b> 事業所と協定を締結して実施</p> <p><b>【所管課】</b> 障害福祉課</p>
地域づくり支援	地域子育て支援拠点事業 (第3号のニ)	<p><b>【事業目的】</b> 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。</p> <p><b>【基本事業】</b></p> <p>1 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 2 子育て等に関する相談、援助の相談 3 地域の子育て関連情報の提供 4 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施</p> <p><b>【実施方式】</b> 委託</p> <p><b>【実施施設】</b> 「くれくれ・ば」、 「ひろひろ・ば」</p> <p><b>【所管課】</b> 子育て支援課</p> <p><b>【実施方式】</b> 直営・委託</p> <p><b>【実施施設】</b> (直営) 安浦中央保育所 (委託) 6箇所</p> <p><b>【所管課】</b> 子育て施設課</p>

事業区分	実施する事業	実施体制
地域づくり支援	生活困窮者支援等のための地域づくり事業（新たな事業）	<p><b>【事業概要】</b> 支援が必要な人と地域との繋がりを適切に確保し、これらを地域全体で支える基盤を構築することで、地域福祉の推進を図る。</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域の福祉ニーズを把握</li> <li>2 地域サービスの創出・推進</li> <li>3 インフォーマル活動の活性化</li> <li>4 その他地域福祉の推進</li> </ol> <p><b>【実施方式】</b> 委託</p> <p><b>【所管課】</b> 生活支援課，福祉保健課重層的支援推進室</p>

#### (4)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（新たな事業）

事業区分	実施する事業	実施体制
アウトリーチ	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（第4号）	<p><b>【事業概要】</b> 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業</p> <p><b>【設置場所】</b> 市役所2階 生活支援課自立支援室内（2名） すこやかセンターくれ 呉市子育て世代包括支援センター「えがお」（1名）</p> <p><b>【事業内容】</b> 長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事がむずかしく、必要な支援が届いていない相談者に対して訪問を行い、本人との関係性の構築に向けて支援を行う。</p> <p><b>【所管課】</b> 福祉保健課重層的支援推進室 地域保健課(西保健センター)</p>

(5)多機関協働事業(新たな事業)

事業区分	実施する事業	実施体制
多機関協働事業	多機関協働事業 (第5号)	<p>【相談機関の名称】 「福祉の窓口」</p> <p>【設置場所】 市役所2階 福祉保健課重層的支援推進室</p> <p>【人員】 3名(多機関協働担当者)</p> <p>【実施方法】 2名は直営, 1名は委託</p> <p>【会議体の名称】 重層的支援会議 (カンファレンス(個別事案検討会議), 多機関協働会議)</p> <p>【支援方法】 3名の多機関協働担当者は, 相談者が抱える課題の把握, 各相談支援機関等で実施すべき支援の基本的な方向性等に関するプランの作成, 相談支援機関等との連絡調整, 相談支援機関等による支援内容等に関する指導・助言を行いながら共に支援にあたる。 (1)カンファレンス(個別事案検討会議) 相談支援機関単独では支援が困難で, 他の支援機関との調整が必要な事案については, 多機関協働担当者がカンファレンスを開催し関わるべき支援機関担当者等と支援に向けた協議や役割分担を行い, 支援を開始する。 (2)重層的支援会議 多機関協働担当者は定期的に関係機関を招集し, カンファレンスにより決定した支援プランについての適切性や, 支援を終える際に支援終了しても問題ないかなどを多角的に検討・評価する。又, 支援に必要な地域の社会資源についても話し合う。</p> <p>【所管課】 福祉保健課重層的支援推進室</p>
多機関協働事業	支援プランの作成 (第6号)	<p>【事業概要】 複合的・複雑化した相談者のニーズについて, 相談支援包括化推進員がこれらを解きほぐし, 本質的な課題の見立てを行い, 各相談支援機関等と連絡・調整を行いながら必要な支援をコーディネートし, 相談支援機関が実施すべき支援の基本的な方向性に関して支援プランを作成する。</p> <p>【所管課】 福祉保健課重層的支援推進室</p>

### 第3 重層的支援会議の実施方法

本事業の円滑な実施にあたっては、多職種による連携や多機関の協働が重要な基盤となるため、会議体が重要であり、情報共有や協議を行う場の機能が求められます。

各分野の相談支援機関は、受け付けた相談や情報の内容が、当該支援機関だけでは解決・支援が困難な複雑・複合化した課題である場合、多機関協働担当者につながります。

多機関協働担当者は、個別事案に応じて協議・連携が必要と思われる行政機関、各分野の相談支援機関、福祉サービス提供事業者等の支援関係者によって構成される会議を招集、開催します。

#### (1) 重層的支援会議

##### ① カンファレンス(随時開催)

多機関協働担当者は、各相談支援機関等から挙がってきた複雑・複合的な課題について、解決の見立てや解きほぐしを行い、支援に関わるべき関係機関の選定を行います。

次に、多機関協働担当者は関係者(相談支援機関担当者、市所管課担当者等)を即座に招集、カンファレンス(個別事案検討会議)を行い、事案についての共有や支援の方向性について協議し、関係機関の役割分担を決定します。

その上で、これらを盛り込んだ支援プランを作成し、多機関協働担当者や関係機関が一体となって支援に入ります。この際、アウトリーチ支援も積極的に活用していきます。

##### ② 呉市重層的支援会議(定期開催)

カンファレンスで作成したプランについて、支援の方向性や内容に関し、何か問題はないか、支援にあたり足りない視点はないか等、その適切性を協議、多角的な見地から意見を聞き、福祉各分野をはじめとした関係機関で評価する場を定期的に設けます。

また支援に必要な社会資源の充足状況の把握や今後の開発についても適宜検討していきます。

#### (2) 支援会議(随時開催)

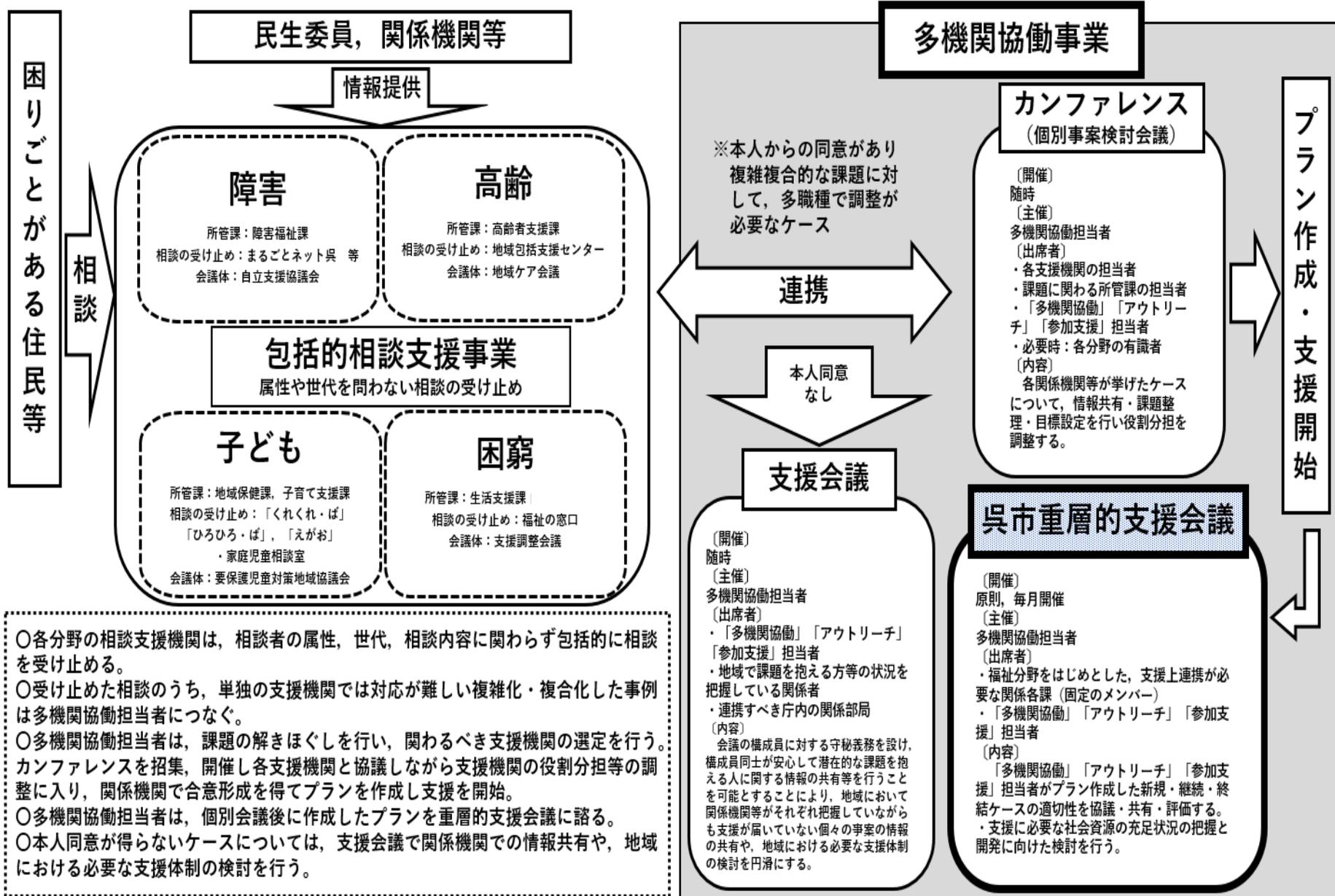
これまでは、複雑・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援について、関係者間での会議体が定められていないため、情報共有が進まず深刻

な課題の状態を見過ごしてしまったり、予防的な措置をとることが困難であるなどの問題がありました。

このため、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事案(潜在的な相談者)の情報の共有を行うため、法第106条の6で定める支援会議を適宜開催していきます。

これらは、行政関係者以外に、気になる事案の情報提供者(各種サービス提供事業者など)等が会議体の構成員となるため、構成員に守秘義務をかけることにより、対象者本人の同意が取れていなくても支援関係者間の積極的な情報交換や連携を図っていくことができます。

# 令和4年度呉市重層的支援体制整備事業 包括的相談支援体制フロー



# 第4 関係機関間の連携に関する事項

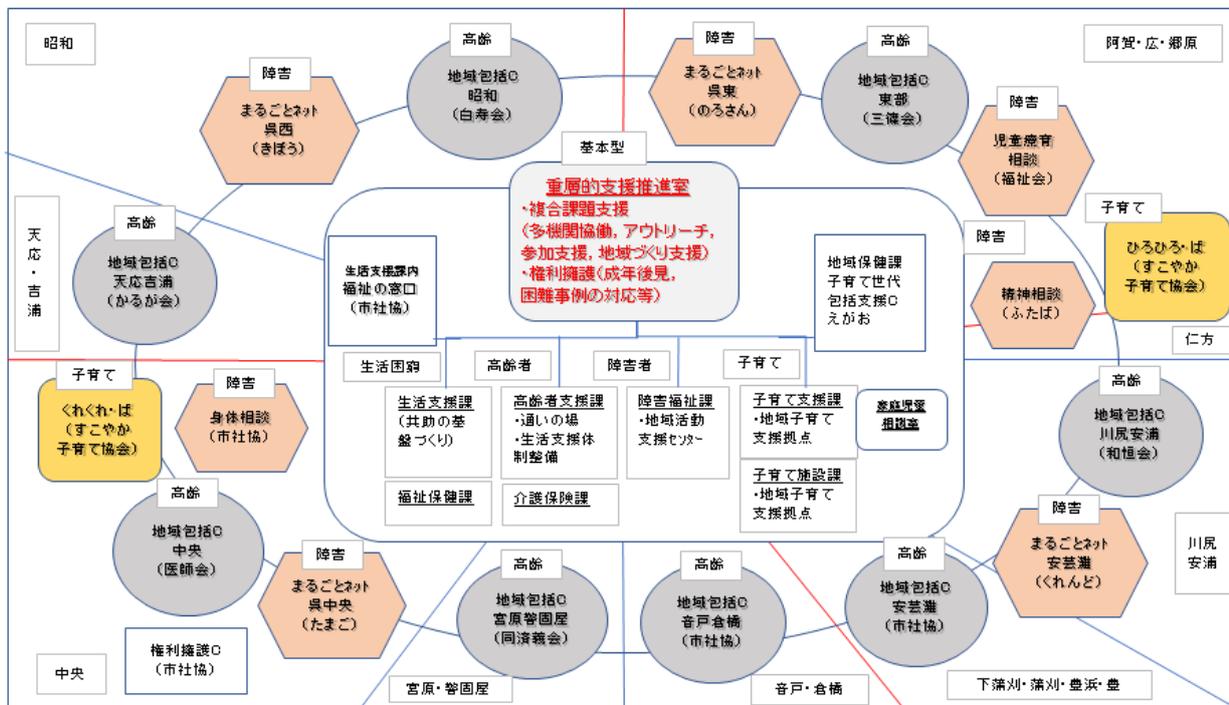
## 呉市重層的支援体制整備事業

重層的支援体制	相談支援	①包括的相談支援 ○属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ○支援機関のネットワークに対応する ○複雑化・複合化した課題は多機関協働で取り組む ②多機関協働 ○市全体で包括的な支援体制を構築する ○重層的支援体制の中核を担う ○支援関係機関の役割分担を図る ③継続的支援 (アウトリーチ等) ○必要な支援が届いていない人に支援を届ける ○各種機関等とのネットワークや住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見つける ○本人との信頼関係を構築のため、継続的な働きかけを行う
	包括的支援	○属性や世代に応じた支援を実施する ○各支援の調整により、本人に必要な支援を包括的に実施する ○制度の狭間となっている課題に多機関協働で取り組む ○実施している支援につき評価・見直しを行う
	参加支援	○社会とのつながりを作るための支援を行う ○利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングを行う ○本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
	地域づくり	○世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ○交流・参加、学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ○地域のプラットフォームの促進を通じ、地域での活動の活性化を図る

**呉市版 地域共生社会の実現**

- 世代や属性を問わず断らない相談支援の実施
- 必要な支援を包括的にコーディネート
- 社会参加・居場所づくりを支援
- 地域社会での見守り、包摂

呉市重層的支援体制整備事業相談支援体制



- 複合課題と権利擁護について、統合型の支援拠点機能を「福祉の窓口」に追加
- [高齢]: 地域包括支援センターの運営, [障害]: 障害者相談支援事業, [子育て]: 利用者支援事業, [生活困窮]: 自立相談支援事業